

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組織活動](#) | [組織（会社）統合等による労働組合の統合（新組合結成）での留意事項](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

[▶ キーワード検索はこちら](#)

組織（会社）統合等による労働組合の統合（新組合結成）での留意事項

会社の分割や統合、競合組織との統一など、大同団結し新たな労働組合を結成する事例が増加しています。いろいろな組織統合パターンがあり、その実態に即した対応が必要であり、マニュアル化できない面がありますが、共通事項もあり、これらの点を中心に組織統合についての考え方を披露します。

1. 法的問題（労働組合法）について

- ① 労働組合は、労働者の自主的な組織ですから、労働組合法は自由設立主義の考え方に立っています。自由設立主義とは、労働組合を結成するのに、許可や申請、届出など何らの手続きも必要としないということです。
- ② ただし、労働組合法は「労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他の経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする」と規定し、労働組合として認めない場合の条件を規定しています。（労組法第2条：自主性の要件）
 1. 会社の重役や労働者の人事権を扱う者で、使用者の立場に立って業務を行う者を組合員として加入させること。
 2. 組合の運営について会社から経費の援助を受けること。
 3. 共済事業や福利厚生事業のみを目的としている場合。
 4. 主として政治運動または社会運動を目的としている場合。
 - 以上、4項目のどれかにあたる場合は、かりに労働組合と名乗っていても、国は「労働組合としては認めない」ということです。
- ③ それからもう一つ、「労働組合の資格要件」についての規定があり、上記4項目に該当しないという証明と共に「労働組合法第5条第2項（民主的要件）に定められた組合規約上の必要記載事項を守っている」ことを示さない限り、労働組合法で定められている法律上の便益は与えない、ということです。

労働組合法第5条第2項の「組合規約上の必要記載事項」は、

 1. 組合の名称
 2. 組合の主たる事務所
 3. 単位労働組合の組合員は、その組合のすべての問題に意見を出し、参加できること。公平・平等に扱われること、を組合員の権利として規定すること。
 4. 人種や宗教、性別、門地や身分の違いによって、組合員の資格を奪うことは出来ない。
 5. 単位組合の役員は、組合員の直接無記名投票によって選挙するように定めること。
 6. 組合大会は最小限毎年1回は開催する旨の規定をおこなうこと。
 7. 財政の収支については、公認会計士の資格をもった監査人の証明をつけて毎年1回は組合員に公表すること。
 8. ストライキは、直接組合員の直接無記名投票によって、投票者数の過半数が賛成した場合でないとは開始しないこと。
 9. 単位組合の規約は、組合員の直接無記名投票により、組合員の過半数の賛成がなければ改正しないこと。
 - 以上を規定しています。

2. 規約の項目について

1. 組合名称
2. 組合事務所の所在地
3. 組合の目的と行う事業活動の概要
4. 組合員として組織する者と非組合員とする者の範囲
5. 加入、脱退の手続き規定
6. 組合員の権利
7. 組合員の義務
8. 組合の機関（大会、執行委員会、決議機関・・・など）
9. 役員（役員名称、任期、権限任務、選出方法など）
10. 書記局
11. 苦情処理機関と手続き
12. ストライキの手続き規定
13. 組合の規律保持と規律違反の制裁規定
14. 会計（組合費、闘争積立金、徴収方法、会計報告関係・・・など）
15. 規約改廃の手続き規定
16. 組合の合併や解散について
17. 施行期日
18. 細則・規則など
 - 労働組合法第5条第2項の記載事項と共に、上記内容が組合規約として網羅されていることが必要です。

3. 競合組織等との合併による新労働組合結成に当たり

企業合併などによる組織統合問題については、

1. 会社の意向（基本的な労務政策）はどのようになっているのか。
2. 相手組織（統合相手の組合）の基本理念、活動内容、リーダーの姿勢などは。
3. 組織人員の比較ではどうなっているのか（構成比率：男女・年齢等の比率）。
4. 組織化されていない労働者の構成（人数）はどのくらいか。また、彼らの意向は。
5. 統合企業のイニシアティブは旧企業のどこが第一人者となっているのか。
6. 我が組織と新会社の関係はどのような位置づけか（相手組合はどうか）。
7. 相手組合の資産状況（当組合の資産状況）。
8. その他。

——以上のような項目を分析し、統合に向けての弱点や問題・課題を明確にする必要があります。

4. 統合に向けての「準備会」の発足

(1) 組織構成人員比によって準備会構成人数を割り振る

1. 組織人員が同数の場合は、準備会構成人数も同数を基本としながらも組織力量で有利な人数獲得を。
2. こちらの構成人数（組員）が多ければ、その分メンバーも多く。
3. 少ない場合は、準備会であり、組織対組織の協議として、同数を主張する。

(2) 基本事項の合意を ⇒ 民主的労働運動の原則堅持を（妥協しない）

1. 運動理念（自由にして民主的労働運動）。左翼の運動との違いを理論的に明確にする。
2. 運動理念の具体化（綱領など）。単語の意味について勝手に解釈が出来ない様にする。
3. 活動のあり方

(3) 資産の処分について

1. 新組織へ包含するのか。
2. 既存の組織の中で、組員への配分を基本として全てを処分するのか。
3. それぞれが受け皿をつくり「資産管理団体」が残るのか。
4. その場合、その資産がどのように活用されるのか（旧役員の活動資金となる恐れ？）

(4) 役員構成について（特に過去の運動理念に相違があった場合）

1. 民主的労働運動を推進してきた組織の役員は、当初は組織規模に応じた役員構成で一定の役員配置についていますが、3年から5年で、大体役員から大半が駆逐され当初取り決めた「運動理念」など基本的事項が棚上げされ、反故になるケースがあります。
2. したがって、役員構成や運動が定着するまで、一定の勢力を保持していく戦略と戦術が準備会の段階から必要となります。

(5) 準備会運営進行のイニシアティブを

1. 会社との良好な関係づくりを（人脈的に）。
2. 組織化されていない労働者代表との関係強化を。
3. わが陣営の学習強化を。

(6) 各組織の解散大会と新組織結成大会へ

1. 統合（結成大会）までのスケジュールの確認を行う。
2. 統合（大会）への役割分担の明確化。

(7) その他

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[📍 サイトマップ](#) [📄 このサイトについて](#) [🔒 個人情報保護の取組みについて](#)

[📄 ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.